

宮崎産業経営大学公的研究費の 不正行為に関する通報取扱規程

制 定 平成 21 年 3 月 27 日
最終変更 平成 28 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎産業経営大学における公的研究費の運営及び管理に関する規程（以下「規程」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する通報窓口の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏 造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗 用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) その他 公的研究費の不正使用等、法令や関係規則に違反すること

(通報窓口の設置)

第 3 条 通報窓口は、総務課に設置し、統括管理責任者がその責任者となる。

- 2 不正に関する通報は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等において行われるが、原則として、顕名により被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されてなければならない。ただし、匿名による通報の場合においても、その内容によっては、顕名による通報に準じて取扱うことができるものとする。
- 3 不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、適切な措置を講じるとともに、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 責任者は、不正行為に関する通報があった場合は、その内容の確認を行い、最高管理責任者に報告するものとする。

(調査)

第 4 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の報告を受けた場合において、調査の必要があると判断したときは、規程第 6 条に規定する不正調査委員会（以下「委員会」という。）を通報等受付の日から 30 日以内に開催し、配分機関に当該調査の要否を報告するものとする。

- 2 委員会は、通報者及び被通報者に対し調査を行うことを通知し、調査の協力を求める。
- 3 被通報者が所属する研究機関は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し調査対象制度の研究費の停止命令を命じることができる。

(認定)

第 5 条 委員会は、調査開始から起算して 150 日以内に次の号に掲げる調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為が行われたと認定された場合、その内容、不正行為と認定された研究活動

における役割

(3) 不正行為がおこなわれなかったと認定された場合、調査を通じて通報が悪意であったか否かの認定

(不正行為の認定及び認定の通知)

第6条 委員会は、前条について認定を終了したときは、調査結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不正行為認定を行う。

2 最高管理責任者は、速やかに通報者及び被通報者に結果を通知する。また、公的研究費の配分機関に対して、認定の概要を通知するとともに、当該研究に対して必要な措置をとるものとする。

(配分機関への報告)

第7条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関及び文部科学省に報告、協議する。

2 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに配分機関及び文部科学省に報告する。さらに、配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査終了の前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を提出する。

3 通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体状況、再発防止計画を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。

(不正行為認定後の措置)

第8条 最高管理責任者は、不正行為と認定した場合には、次に掲げる措置をとる。

(1) 公的研究費の一部又は全部の返還を求める。

(2) 不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。

(3) 不正行為と認定された研究活動に係わる研究成果について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う対応措置を行う。

(不服申立て)

第9条 前条第3項により通知を受けた関係者は、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に文書により不服申立てをすることができる。ただし、正当な理由により、この期間内に不服申立てを行うことができなかつた場合はこの限りでない。

2 最高管理責任者は、関係者から不服申立てがあったときは、他の関係者に通知するものとする。

3 不服申立ての審査は、不正調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が不正調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、不正調査委員会委員の再構成及び再調査をすることができる。

4 前項の再調査にかかる結果通知は、前条第3項に準ずるものとする。

(通報者及び被通報者の保護)

(調査結果の公表)

第10条 最高管理責任者は、不正行為と認定した場合には、速やかに調査結果を公表する。

2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事実が外部に漏洩していた等の場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表することができる。

3 不正行為の事実がなかったと認定した被通報者に関し、その名誉を回復するため、当該事実において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための処置を講じなければならない。

第11条 通報者に対し、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したこ

とを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。ただし、悪意に基づく通報であることが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行うことがある。

2 被通報者に対し、単に通報されたことをもって、研究活動の制限、解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(規程の変更)

第12条 この規程を変更しようとするときは、大学協議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日に遡及して施行する。

附 則

この規則は、理事会の承認した日から施行する。